

【要介護】

☆基本サービス費(通常規模型)

(円)

		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
通常規模型 通所リハビリテーション費 (1日につき)	1時間以上2時間未満	378	408	440	470	503
	2時間以上3時間未満	393	451	511	570	628
	3時間以上4時間未満	499	580	659	763	864
	4時間以上5時間未満	568	658	749	866	982
	5時間以上6時間未満	639	758	874	1,013	1,149

科学的介護推進体制加算	42 円/月	利用者の心身の状況等に係る基本的な情報と、疾病の状況や服薬情報等をLIFEに提出しサービスの提供に活用した場合	※
口腔機能向上加算(Ⅱ)	166 円/回	口腔機能が低下している利用者又はそのおそれがある利用者に対して口腔機能向上の指導、訓練を行い口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出した場合	※

★その他加算項目

リハビリテーションマネジメント加算(A)イ(同意を得た日から6ヵ月以内)	579 円/月	リハビリテーション実施計画の作成(1か月に4回以上通所を利用している)し、計画を理学療法士等が利用者様又はご家族様に対して説明	
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ(同意を得た日から6ヵ月超)	248 円/月	リハビリテーション実施計画の作成(1か月に4回以上通所を利用している)し、計画を理学療法士等が利用者様又はご家族様に対して説明	
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ(同意を得た日から6ヵ月以内)	613 円/月	リハビリテーションマネジメント加算(A)イを満たし、利用者様毎の計画書等の情報を厚生労働省に提出	※
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ(同意を得た日から6ヵ月超)	282 円/月	リハビリテーションマネジメント加算(A)イを満たし、利用者様毎の計画書等の情報を厚生労働省に提出	※
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ(同意を得た日から6ヵ月以内)	858 円/月	リハビリテーション実施計画の作成(1か月に4回以上通所を利用している)し、計画を医師が利用者様又はご家族様に対して説明	
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ(同意を得た日から6ヵ月超)	527 円/月	リハビリテーション実施計画の作成(1か月に4回以上通所を利用している)し、計画を医師が利用者様又はご家族様に対して説明	
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ(同意を得た日から6ヵ月以内)	892 円/月	リハビリテーション実施計画の作成(1か月に4回以上通所を利用している)し、計画を医師が利用者様又はご家族様に対して説明し更にVISITを活用	※
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ(同意を得た日から6ヵ月超)	561 円/月	リハビリテーション実施計画の作成(1か月に4回以上通所を利用している)し、計画を医師が利用者様又はご家族様に対して説明し更にVISITを活用	※
短期集中個別リハビリテーション実施加算	114 円/回	理学療法士等が退院(所)日又は認定日から起算して3ヵ月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合	
生活行為向上リハビリテーション実施加算(6ヵ月以内)	1,292 円/月	生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえたリハビリテーションを実施した場合	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ) (週に2回限度)	248 円/回	認知症の方に理学療法士等が退院(所)又は通所開始日から起算して3ヵ月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合(リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合)	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) (月4回以上通所している)	1,984 円/月	認知症の方に理学療法士等が退院(所)又は通所開始日から起算して3ヵ月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合(リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)を算定している場合)	
若年性認知症利用者受入加算	62 円/日	若年性認知症の方を受け入れた場合	
移行支援加算	13 円/月	移行先の事業所へ利用者のリハビリテーション計画書を提供し、リハビリテーションの提供を終了した日から14日以降44日以内に終了者に対して電話等により指定通所介護等の実施状況を確認・記録する	
栄養アセスメント加算	52 円/回	管理栄養士を1名以上配置し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して栄養アセスメントを実施した場合	※
栄養改善加算(該当者のみ)	207 円/回	低栄養状態の利用者又はそのおそれのある利用者に対して栄養管理を行った場合	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	23 円/日	介護職員の総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上	
重度療養管理加算	104 円/回	重度療養が必要な状態にある要介護3、要介護4又は要介護5の方が通所を利用した場合	
中重度者ケア体制加算	21 円/回	看護職員又は介護職員を一定以上配置し、利用者数の総数のうち要介護度3～5の方の占める割合が30%以上であること	
ご家族様による送迎の場合の減算(片道)	49 円/回	コスモス苑による送迎を利用しなかった場合	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬による	算定した介護報酬単位の4.7%に相当する単位数から得られる金額	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)	介護報酬による	算定した介護報酬単位の(Ⅰ)2.1%・(Ⅱ)1.7%に相当する単位数から得られる金額	

※LIFE;科学的介護情報システム(厚生労働省によるご利用者の状態やケア内容など介護分野の根拠を集めるデータベース)への情報提出が必要